

感予発 0519 第 1 号
令和 7 年 5 月 19 日

各

都道府県
市 町 村
特 別 区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課長
(公 印 省 略)

百日せきの流行状況等を踏まえた、定期の予防接種の実施及び
沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチンの安定供給に係る対応について

現在、百日せき等を対象疾病とした予防接種法に基づく第一期の定期接種には、沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオヘモフィルス b 型混合ワクチン（以下「五種混合ワクチン」という。）、沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチン（以下「四種混合ワクチン」という。）又は沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン（以下「三種混合ワクチン」という。）を用いることとされております。

現時点では、五種混合ワクチンについては安定的に供給されていますが、先般、四種混合ワクチンが販売中止となったため、ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎及び破傷風に対して行う第一期の定期接種において使用するワクチンについて、「四種混合ワクチンの販売中止に係る対応について」（令和 7 年 2 月 27 日付け厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課事務連絡）（以下「令和 7 年 2 月 27 日付け事務連絡」という。）において周知したところです。また、三種混合ワクチンについては、成人等への任意接種に用いることが可能であるため、国内での百日せきの感染者数の増加を受け、その需要が急激に高まっていることを踏まえ、別添のとおり、販売元の田辺三菱製薬株式会社から出荷量の調整（限定出荷）についての案内がなされております。厚生労働省においては、安定的な供給の確保や予防接種の適切な実施の観点から、三種混合ワクチンの製造販売業者である阪大微生物病研究会との間で前倒し出荷等についての調整を行っているところです。

これらのことを踏まえて、改めて、ワクチンの安定的な供給及び予防接種の円滑な実施等を図るため、医療機関等及び卸売販売業者に対して周知頂きたい事項を整理しましたので、貴管下市区町村、貴管内関係団体、関係医療機関、関係卸売販売業者等に対し、下記の点について徹底いただくよう対応をお願いいたします。

なお、同旨の事務連絡を公益社団法人日本医師会、一般社団法人日本医薬品卸売業連合会及び一般社団法人日本ワクチン産業協会あてに発出していますので申し添えます。

記

【医療機関等に対する周知事項】

医療機関等に対して、以下の点について周知等お願いいたします。

- (1) ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎及び破傷風に対して行う第一期の定期接種については、令和7年2月27日付け事務連絡(※)でお示ししたとおり、四種混合ワクチンの製造販売業者から同ワクチンの販売中止に関する連絡があったことを踏まえ、販売中止により四種混合ワクチンを用いて当該第一期の定期接種を完了できないことが予め見込まれる者については、四種混合ワクチン及び乾燥ヘモフィルスb型ワクチンの残りの接種回数に留意しつつ、定期接種実施要領第2の1(15)に示す接種方法に準じ、五種混合ワクチンを用いて当該第一期の定期接種を完了してください。(再周知)
- (2) 四種混合ワクチン及び乾燥ヘモフィルスb型ワクチンの残りの接種回数に留意して接種を実施する等の事情のため、三種混合ワクチンを用いた接種を定期接種として取り扱うことは可能ですが、当該第一期の定期接種には五種混合ワクチンが使用できること及び今般の供給状況等を踏まえ、三種混合ワクチンを用いた接種は必要最低限としてください。
- (3) ワクチンの予約・注文を行う場合には、例えば、備蓄目的や前年同時期の使用実績よりも大幅に多い量の納入を求めること等、必要以上に多量の納入を求める予約・注文を行うことは慎んでください。また、ワクチンの予約・注文は、ワクチンの供給ペースを考慮することが望ましく、接種希望者から申込みがあった段階で必要に応じて行ってください。

(※) 令和7年2月27日付け事務連絡

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001452649.pdf>

【卸売販売業者に対する周知事項】

卸売販売業者に対して、以下の点について周知等お願いいたします。

- (1) 三種混合ワクチンについて、ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎及び破傷風に対して行う第一期の定期接種において使用される状況もありうることから、定期接種の対象者への接種機会を確保するため、医療機関等からの予約・注文を受ける際に、当該第一期の定期接種での使用を目的とした三種混合ワクチンの注文を確認した場合には、当該注文に係るワクチンの供給を優先するようお願いいたします。また、在庫量を確認の上、必要な場合は、地域間、営業所間の在庫融通を行うとともに、必要に応じて都道府県及び市町村と連携するようお願いいたします。
- (2) 医療機関等からの予約・注文を受ける場合には、必要に応じてワクチンに関する在庫量等について情報提供を行ってください。また、医療機関等から注文を受ける際には、ワクチンの偏在が起らないように、医療機関等の在

庫を確認した上で、随時、必要量を供給してください。なお、新規開業により納入実績がないものの、予防接種を実施しようとする医療機関等から新たにワクチンの注文があった場合等に、当該医療機関等が不利とならないよう、配慮をお願いします。

【その他】

今後、ワクチンの需給が逼迫する事態が発生した場合には、必要に応じて、更なる安定供給対策の実施等について協力を依頼することがあります。

以上